

現場環境改善費計上の実施要領

1. 目的

働き方改革や担い手の確保に向けた建設工事現場の環境改善のため、周辺住民の生活環境への配慮や広報活動によるイメージアップ、労働者の作業環境の改善などの実施費として、現場環境改善費を計上する。

2. 対象工事

- ・土木工事標準積算基準書で積算した工事
- ・積算基準書（電気通信・機械編）で積算した工事
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）で積算した工事
- ・農林水産省基準適用工事
- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）で積算した土木工事

※原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

※以下の工事は本要領の対象外とする。

- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）で積算した機械・電気設備工事
- ・営繕工事（公共建築工事積算基準で積算した工事をいう。）

※災害復旧工事については、避暑・避寒対策費（積上計上）のみ対象とする。

3. 実施の流れ

（1）発注時

「土木請負工事における現場環境改善費の積算」（土木工事標準積算基準書 総則編 I -9-①-1）他、各積算基準書等に基づき積算を行う。

（2）施工時

① 施工計画への明示

- ・受発注者協議により、現場環境改善の実施内容を施工計画に明記する。

※当初に実施内容が定まらない場合は、施工中でも良い。

② 特記仕様書（条件明示）との関係

- ・受発注者の協議が整い、率計上分費用（請負率を乗じる）と同等以上の実績が見込まれる場合は、実施費目数や実施内容が変わっても良い。

※実施内容として、トイレの快適化を実施しても良い。

(3) 完成時

① 変更設計

- ・率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額の変動に伴い現場環境改善費率は変動する。また、積上げ計上分については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
- ・避暑（熱中症対策）・防寒対策費については、変更契約時に積上げ計上するものとする。

② 実績の確認

- ・実施の内容及び率計上分費用（請負率を乗じる）と同額以上の実績であることを見積りや写真等で確認し、監督員が保管すること。